

国民健康保険税・介護保険料

皆さんで支えあう保険制度です

国民健康保険税と介護保険料の納期は、7月から来年2月までの計8回です。

ご方も皆さんがお金を出し合い、病気や介護に備えるための相互扶助制度です。納期内の納付にご協力ください。

国民健康保険税

国民健康保険(以下国保)税は、病気やけがに備え、加入者の皆さんが負担能力に応じてお金を出し合い、医療費などの支払いに充てる大切な財源です。

今回、平成15年中の所得などを基に算定された納税通知書を送付します。記載された税額は、医療給付費分と介護納付金分の合計額となっています。

国保税の税率が変わりました

市では、医療費などの増加で財源となる国保税収入の不足が見込まれるため、本年度やむを得ず税

国民健康保険税の税率改正

区分	医療給付費		介護納付金	
	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割税率	5.8%	6.7%	0.8%	1.4%
資産割税率	10.0%	廃止		
被保険者均等割額 (1人当たり)	16,000円	20,000円	9,000円	13,000円
世帯別平等割額 (1世帯当たり)	10,000円	13,000円		
課税限度額	53万円		7万円	8万円

率を改正しました(左表参照)。ご理解とご協力をお願いします。

国保税の軽減・減免

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額および平等割額の軽減制度があります。ただし、住民税の申告をしていない場合は適用を受けることができません。

また、災害などの特別な事情に

より生活が著しく困難な場合は、減免を受けられる場合がありますので、保険年金課へお問い合わせください。

軽減割合と対象

6割軽減：前年中の所得が33万円以下の世帯

4割軽減：前年中の所得が、33万円に世帯主を除く加入者一人あたり24万5,000円を加算した額以下の世帯

* 国保税の納期限から1年を経過しても納付が無い場合は、特別な事情がある場合を除き、被保険者証を返還してもらい、代わりに「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。

くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

65歳以上の人の介護保険料

本市では、65歳以上の介護保険の第一号被保険者は13,217人(平成16年4月末現在)で、そのうちのおよそ1割が、介護保険

サービスを利用しています。

その費用は、利用者が1割、残り9割は公費(国・県・市)と40歳以上の人が払う保険料で賄われています。

介護保険料は

所得によって5段階
65歳以上の人が納める保険料は、所得の状況などに応じて5段階に分かれています(左表参照)。保険料の納め方には、年金からの天引き(特別徴収)と納付書による個別納付(普通徴収)の2種類があります。

特別徴収：年額18万円以上の老

区分	対象者	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者・生活保護法の被保護者	17,500円
第2段階	市民税世帯非課税者	26,200円
第3段階	市民税本人非課税者	35,000円
第4段階	市民税課税者 (合計所得200万円未満)	43,700円
第5段階	市民税課税者 (合計所得200万円以上)	52,500円

齢・退職年金を受給している人が対象。8月上旬に「介護保険料額決定通知書」を送付
普通徴収：年金額が年額18万円未満、受給している年金が遺族・障害年金、年度の途中で65歳になったり転入した人などが対象。7月中旬に送付する「納付書」で納付を。口座振替以外の人は、この「納付書」で納付

納付に困ったときは

災害などの特別な事情で保険料を納めることが困難な場合は、徴収猶予や減額・免除を受けられる場合があります。

特別な事情もなく保険料を滞納すると、利用したサービスの費用を全額負担しなければならぬことがあります。この場合、申請すると9割が払い戻されますが、さらに滞納が続くと、全部または一部が支払われないことがあります。保険料の納め忘れがある人は、早めに納付してください。

くわしくは介護保険課(☎20・1545)へ。

市民意識調査にご協力を

少子高齢化など社会環境が変化していく中で、男は仕事、女は家庭といった性別による固定的な役割分担にとらわれずに、職場・学校・地域・家庭で、女性も男性もそれぞれの個性と能力を存分に発揮することのできる男女共同参画社会の形成が必要となつてい

ます。市では、男女共同参画を計画的に推進するため、男女共同参画計画(仮称)を策定することになりました。

市では、男女共同参画を計画的に推進するため、男女共同参画計画(仮称)を策定することになりました。

そこで、市民の皆さんの意見を要望を把握するため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施します。

調査結果は、計画策定の基礎資料となるもので、すべて統計的に処理し、決して個人名などの情報が明らかになることはありませんので、調査票が届いた人は、ご協力をお願いします。

調査対象：市内在住の20歳以上の男女(無作為抽出)
調査人数：3,000人



お父さんもお風呂実習に挑戦

調査方法：7月上旬に調査用紙を送付しましたので、各項目に記入の上、7月27日(火)までに投函してください

くわしくは企画課(☎20-1500)へ。

病害虫のまん延防止

一部の植物は本土へ持ち込めません

沖縄・奄美・トカラ・小笠原諸島では、サツマイモなどに被害を与える病害虫が発生しています。これらの病害虫のまん延を防止するために、一部の植物は本土への持ち込みが法律で禁止または制限されています。また、これらの病害虫が侵入すると、サツマイモなどに大きな被害が予想され、撲滅するには長い年月がかかります。旅行などでこれらの地域へ行く人は、対象植物(サツマイモ・アサガオ・カンキツ類の苗木など)を持ち込まないようご注意ください。

くわしくは横浜植物防疫所千葉出張所(☎043-242-8401)へ。

快適で住みよい環境づくりにご協力を

8月1日(日)を基準日として市内各区域で『ポイ捨てをなくし、私たちのまちを私たちの手で美しく』を合言葉に、区や自治会などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や空き地に投げ捨てられたビン・缶の収集や、散乱ごみの回収、草刈りなどが行われます。

快適で住みよい環境づくりに、ご協力をお願いします。

くわしくはクリーン推進課(☎1530)へ。



みんなでまちをきれいにしよう

自動車を停車したらエンジンを停止

千葉県環境保全条例により、自動車(軽自動車)を駐車したときには、速やかにエンジンを停止することが義務付けられています。

また、20台以上駐車できる駐車場の設置者や管理者は、看板の掲示などにより、アイドリング・ストップの周知をしなければなりません。



不要なアイドリングは燃料を余分に消費し、地球温暖化や大気汚染の原因になるとともに、近隣への騒音にもなります。

大気汚染の改善、地球温暖化の防止、騒音の防止、燃料の節約のためにアイドリング・ストップをしましょう。

くわしくは、県大気保全課(☎043-223-3810)へ。

住民基本台帳カード

身分証明としても活用できます

市では、希望する市民に、住民基本台帳カード(住基カード)を交付しています。

住基カードによって、付記転出転入の特例処理の手続きや、公的個人認証に関するサービスを受けることができます。

カードは、顔写真が入ったものと、入らないものの2種類から選択でき、顔写真入りのカードは身分証明として活用することも可能です。写真は市民課で撮影しますが、持参しても構いません。

本人確認にご協力を
本人が窓口で申請する際には、運転免許証やパスポートなど、官公署が発行した写真入りの証明書(本人確認を行いますので)ご協力を願います。



これらの証明書などをもっていない人は、郵便により照会を行いますので、即日交付はできません。後日、市民課でカードの交付となります。

また、カード交付時には、本人により数字4けたの暗証番号の設定が必要なので、あらかじめ用意ください。

交付手数料は500円で、有効期限はカードを発行した日から10年です。

くわしくは市民課 ☎ 2015255

夏季の省エネルギー

部屋の温度設定は

28度を超えないように

エアコンや冷蔵庫などの使用により、夏は電力の消費量が増大します。

- 次のことに心掛け、省エネルギーに協力をお願いします。
- 冷房中の室温は、28度を超えないように設定を



○ 不必要なエアコンの使用は控える

○ お風呂は効率的に使用を
○ 食器洗いなどに使用する給湯温度を低くする

○ 不必要にテレビをつけたままにしない

○ 照明はこまめに消灯を
○ 冷蔵庫に物を詰め過ぎないようにして、効率的に使用を

くわしくは環境計画課 ☎ 2015333

地域雇用受皿事業特別奨励金

地域に貢献する

会社の設立を支援

地域に貢献する事業を実施する法人を立ち上げ、雇用受皿づくりに取り組む事業主を支援するため、地域雇用受皿事業特別奨励金を支給します。

対象「法人設立後1年6カ月以内

に、65歳未満の常用労働者または短時間労働者を合わせて3人以上その内常用労働者は最低1人(雇用した事業主奨励金額「新規創業経費」の3分の1(上限あり)および30歳以上の非自発的離職者を雇用した場合、1人当たり30万円)短時間労働者の場合は15万円)

事業分野「個人向け・家庭向けサービス、社会人向け教育サービス、企業・団体向けサービス、住宅関連サービス、子育てサービス、高齢者ケアサービス、医療サービス、リハビリサービス、療養サービス、地方公共団体からのアウトソーシング

くわしくは(財)産業雇用安定センター千葉事務所 ☎ 043-2027810

国民健康保険

高齢受給者証が更新になります

高齢受給者証は、毎年7月下旬に、8月1日から翌年7月31日までの有効期限のものを送付します。8月からは新しい受給者証を

使用してください。

国民健康保険(以下国保)に加入している昭和7年10月1日以降に生まれた人は、75歳になるまで国保で医療を受けます。70歳を超えると所得の状況により1割か2割の負担割合を記載した、国民健康保険高齢受給者証が交付されます。

70歳になる誕生日(誕生日が1日の人は誕生日の前月)に交付され、有効期限は7月31日までです。保険診療を取り扱う医療機関などで診察を受けるときは、国民健康保険証と併せて高齢受給者証を提示してください。

なお、75歳になると老人保健法の医療を受けることになります。自己負担割合
○ 一般：1割
○ 同一世帯に一定以上所得者市民税課税所得が124万円以上の70歳以上の人(または老人保健で医療を受ける人がいる場合)：2割(一定以上所得者でも、年収が夫婦二人世帯などで637万円未満、単身世帯で450万円未満の人は、届け出により1割)

くわしくは保険年金課 ☎ 2015260

今月の納税

国民健康保険税(第1期分)
介護保険料(第1期分)
固定資産税・都市計画税(第2期分)

○納期はいずれも7月16日(金)～8月2日(月)です。

くわしくは 保険年金課(☎20-1526)、介護
保険課(☎20-1545)、資産税課(☎20-1514)へ。

教育長に 大須賀久大氏

6月定例会市議会において、前教育長藤野公之氏の後任として、大須賀久大氏を教育委員に任命することに同意を得られ、7月1日付で教育長に就任しました。



大須賀久大氏

大須賀氏は、昭和17年11月23日生まれ、昭和40年印旛郡栄町安食

中学校教諭着任、以後、遠山中学校教頭、玉造中学校校長、西中学校校長、成田中学校校長、成田小学校校長などを歴任されました。この間、成田市校長会会長などにも就任しており、教育現場での豊富な経験を生かした同氏の活躍が期待されます。

成田市議会

議長・副議長決まる

6月定例会市議会最終日の6月23日、正副議長の改選が行われました。

その結果議長には加藤武夫氏、副議長には平良清忠氏が選出されました。



加藤武夫議長



平良清忠副議長

相 談 日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談室☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日	9:00～16:00	"	"
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日	13:00～16:00	"	"
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	7月27日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	"
不動産相談	7月20日(火)	10:00～12:00	"	"
税務相談	7月20日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	"
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	7月22日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	"
市民よろず相談	7月17日(土)	13:00～16:00	中央公民館会議室	県行政書士会印旛支部 作田義美さん☎23-3286
女性就業(内職)相談 (来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築などに関する相談)	8月12日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 8月9日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	8月3日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	7月15日(木)	9:00～12:00	"	"
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	7月26日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階) 教育相談室	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234